

# 平成28年度 大地震・津波発生時の避難対応について

千葉市立幸町第一中学校

## 1 生徒の在校時に地震等の災害が発生した場合

- (1) 生徒の安全確保を最優先とし、校長は本校の防災計画に基づき生徒に適切な初期対応と避難を指示する。
- (2) 生徒・教職員の安否確認と怪我や施設設備の被害状況を把握する。
- (3) 校長は災害状況等の把握（ラジオ、防災無線、テレビ、千葉市イントラネット）に努め、次のような状況を参考に、生徒を下校させるか、学校に留めるかどうかを総合的に判断する。

### ① 生徒の保護の検討（市域で震度5弱以上の時）

市域で震度5弱以上の地震が発生もしくは同程度の地震と思われる時は、生徒の保護を検討する。テレビ・ラジオ等の情報がなければ、体感による震度判断を参考にする。

《参考》23.3.11 東日本大震災の市内の震度と体感・屋内外の状況（気象庁HPより）

震度	体感	屋内・屋外の状況
5弱	大半の人が恐怖を覚え物に掴まりたいと感じる。	柵にある食器類や本が落ちることがある。固定していない家具が移動することがあり、不安定な物は倒れることがある。
5強	物に掴まらないと歩くことが難しい。	柵にある食器類や本で落ちる物が多くなる。固定していない家具が倒れることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の大半が移動し、倒れる物もある。壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたり、倒れる物もある

### ② 学区や通学路の状況を把握する。

生徒の掌握に直接携わらない職員6名で3つのグループを作り、i班、中西・渡邊。（10・11・14街区）。ii班、岩澤・土平。（13・18街区）。iii班、井本・清水（15・16街区、その他のマンション等）。学校周辺や通学路周辺の点検を行う。学校施設や周辺の建物が崩落、通学路周辺に陥没や亀裂等が認められれば、通常の下校は危険であり、生徒の保護を検討する。（職員による点検活動の報告があるまで避難場所で待機する） 防災無線等で隣接の幸町小や近接の幸町第三小学校、幸町第二中学校と情報の共有を図る。

生徒の掌握は、1年生は、西村・吉田。2年生は、伊藤・桐生、3年生は、芝崎・岩金、幸の木学級は塩原・松原・荒川。全体の把握、対応等は校長・教頭・井本・井村・飯島・鈴木・瀬戸。

### ③ 保護者の状況を把握する。

広域で交通網が遮断状況にあれば、保護者が通常に帰宅できない場合もあり、帰宅後の生徒の安全が確保できないこととなる。テレビ・ラジオ等で情報を確認の上、生徒の保護を検討する。

### ④ 津波情報を把握する。

防災無線や広報車、消防署のサイレン等やテレビ・ラジオの情報などにより、東京湾内湾の津波情報を把握する。東京湾内湾に津波警報・大津波警報が発表されていけば、生徒の保護を検討する。この場合、校庭や体育館等での保護ではなく、校舎3階以上で保護する。場合によっては、黒砂方面の高台への避難も検討し、実施する。また、東棟と西棟の連絡通路は倒壊の危険があるので、通行させないようにする。

## (4) 生徒を保護する場合、学校は可能な限りの方法で保護者に連絡をする。

・千葉市学校連絡メール ・学級連絡網 ・地域防災無線 ・印刷物・手紙

- (5) 学校は、生徒及び教職員の怪我、施設設備の被害状況、児童生徒の下校等について可能な限りの方法で教育委員会に連絡する
- ・固定電話やFAX
  - ・携帯電話
  - ・CHAINS CABINET
  - ・防災無線

(6) 生徒の下校について

- ① 通学路の安全が確認され、保護者も帰宅できる状況にある時  
生徒を街区ごと（11街区・13街区・14街区・15街区・16街区・18街区・その他のマンション等）に分け、職員2人ずつで引率し、帰宅を見届ける。1人は街区の中心で待ち、1人は街区を巡視する。帰宅した生徒が家の中にいられない状況にある時は、街区の中心に戻り学校で家庭の人が戻るまで学校で保護する。保護している生徒の保護者には可能な限り連絡を取り、保護者に直接引き渡す。
- ② 生徒を帰宅させられない状況にある時。  
津波警報・大津波警報が発令されている時、学校周辺の家屋の倒壊が見られる時や交通網が遮断され保護者がすぐに家庭に戻れない状況にある時は、生徒を教室（体育館は一般市民に開放）で保護し、保護者の引き取りを待つ。
- ③ 学区外の生徒の対応  
学区外の生徒は、保護者と連絡を取り、下校は引き取りを原則とする。

2 生徒の下校時に地震等の災害が発生した場合

- (1) 登下校時も生徒は、学校の管理下にあるものとされていることから、登下校時に大規模な地震等が発生した場合、原則的には学校が児童生徒の安全確認、(安否確認)に努める。
- (2) 登下校中の発生に関して、原則的には学校に向かう(学校に戻る)ことを基本とする。しかし、学校より明らかに自宅に近い場合や途中で他の学校等避難する場所がある場合は、安全を最優先にした避難行動をとるよう指導する。

3 生徒の在校時に東海地震に関する情報が発表された場合

- (1) 教育委員会は、東海地震注意情報の通報を受けた場合は、電話・FAX・地域防災無線等により、その旨を各市立学校等に伝達する。
- (2) 学校は、東海地震注意情報発表の連絡を受けた後も原則として通常通り教育課程を実施する。適切な時期に学級活動に切り替え、生徒に東海地震注意情報が発表されたことを知らせると共に地震に対する安全指導を行う。
- (3) 教育委員会は、「東海地震予知情報」・「警戒宣言」の報を受けた場合、電話・FAX・地域防災無線等により、その旨を各市立学校等に伝達する。
- (4) 学校は、「東海地震予知情報」・「警戒宣言」の連絡を受けた場合には、原則として授業等を打ち切り、教職員の指導のもと生徒を帰宅させる。
- (5) その他の留意事項
- ① 東海地震注意情報の発表段階では、生徒に不要な混乱を与えないように学校も冷静な対応が重要である。従って「警戒宣言」発表に備え、日頃から生徒の下校方法の検討や保護者への連絡方法の確認等が重要である。
- ② 「警戒宣言」発令中は、市立学校は休校となる。
- ③ 教育委員会から各学校に対し、市立学校の再開についての連絡があった後、各学校の連絡方法により保護者に連絡するものとする。